

神奈川県に提出する申請書等

申請者（保護者等）…原則、生徒の親権者（父母）をいいます。

世帯区分 提出書類		生活保護 受給世帯	保護者等全員分の道府 県・市町村民税所得割 額の合計金額が 0 円 (非課税) から 182,500 円未満の世帯	専攻科生徒 の世帯
奨学給付金受給申請書 (第 1 号様式)		○	○	○
在学証明書 ※ 1 (第 1 号様式別添)		○	○	○
振込先登録用紙 (第 2 号様式)		○	○	○
所得確認 書類	生活保護受給証明書 ※ 2	○	×	×
	(非) 課税証明書 ※ 3	×	○	○
国籍、在留資格等証明書類 ※次頁参照		○	○	○
委任状 (未済用) ※ 4		該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ
委任状 (権限委譲用) ※ 5		該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ
(専攻科のみ) 扶養親族申告書 ※ 6		×	×	該当者のみ

※ 1 7 月 1 日以降に発行された在学証明書を提出してください。

※ 2 7 月 1 日時点で生業扶助を受給していることがわかる証明書 (第 3 号様式もしくは福祉事務所が発行したもの) を提出してください。

※ 3 保護者等全員分の令和 8 年度 (非) 課税証明書を提出してください。(コピーも可)

※ 4 学校に授業料以外の未納金等がある場合に必要。学校に提出 (県への提出は不要)

※ 5 振込先口座名義人が保護者または生徒本人ではない場合に必要。県に提出

※ 6 高等学校専攻科の生徒で年収 380~600 万円相当の多子世帯に該当する場合に必要。県に提出

<重要!> 生活保護受給証明書の発行を福祉事務所で依頼する際の留意点
必ず、「**生業扶助 (高等学校等就学費)**」を受給していることが分かる証明書を発行するよう依頼してください。

<書類送付先> 下記を切り取りご利用ください。

〒 231-8588 横浜市中区日本大通 1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部
私学振興課 奨学給付金担当 ※奨学給付金関係書類 在中

※ 国籍、在留資格等証明書類

国籍、在留資格	必要書類	記載事項、要件など	生徒の意思
・日本国籍	・住民票の写し	市役所などで取得した原本であること	
・特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し のいずれか一つ	・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、 国籍・在留資格等の記載があるもの	
・永住者 ・日本人の配偶者 ・永住者の配偶者 ・定住者 ・留学（新入生 除く） ・特定活動など	・在留カードの写し ・住民票の写し のいずれか一つ	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、 国籍・在留資格・在留期間等※の記載があるもの ※永住者については、住民票の写しに在留期間の 記載は不要です。	・定住者は、将来永住する意思がある 者が対象です。
・家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し のいずれか一つ <u>さらに、</u> 日本の小学校、中学校の ・卒業証書の写し ・卒業証明書の原本 のいずれか一つ	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、 国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの 小学校、中学校とは、以下も含みます ・特別支援学校（小・中） ・義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程	・高等学校等を卒業後、日本で就労※ して在留する意思がある者が対象です。 ※卒業後、大学等進学後に就労する場合 を含みます